

亀山市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第1号

亀山市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

(別紙)

亀山市教育委員会規則第1号

亀山市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

(亀山市学校給食費徴収規則の一部改正)

第1条 亀山市学校給食費徴収規則(令和2年亀山市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(給食費の額) 第8条 給食費の額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)は、次のとおりとする。 (1) 小学校において学校給食の提供を受ける児童 ア ミルクの提供を受ける場合 月額 <u>5, 150円</u> イ [略] (2) 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等 ア ミルクの提供を受ける場合 月額 <u>5, 550円</u> イ [略] (3) [略] 2 転入等の理由により月の途中から	(給食費の額) 第8条 給食費の額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)は、次のとおりとする。 (1) 小学校において学校給食の提供を受ける児童 ア ミルクの提供を受ける場合 月額 <u>4, 800円</u> イ [略] (2) 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等 ア ミルクの提供を受ける場合 月額 <u>5, 200円</u> イ [略] (3) [略] 2 転入等の理由により月の途中から

学校給食の提供を受ける児童等及び教職員等又は第4条第1項の規定による申込みの際学校給食を提供する期間が1月に満たないことが明らかである児童等及び教職員等の当該月の給食費の額は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、この規定による給食費の額を合算して得られる当該月の給食費の額は、前項に規定する給食費の額を限度とする。

(1) 小学校において学校給食の提供を受ける児童

ア ミルクの提供を受ける場合

日額 310円

イ [略]

(2) 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等

ア ミルクの提供を受ける場合

日額 330円

イ [略]

(3) [略]

(給食費の減免等)

第9条 [略]

2 前項の規定による減額は、次のとおりとする。

学校給食の提供を受ける児童等及び教職員等又は第4条第1項の規定による申込みの際学校給食を提供する期間が1月に満たないことが明らかである児童等及び教職員等の当該月の給食費の額は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、この規定による給食費の額を合算して得られる当該月の給食費の額は、前項に規定する給食費の額を限度とする。

(1) 小学校において学校給食の提供を受ける児童

ア ミルクの提供を受ける場合

日額 290円

イ [略]

(2) 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等

ア ミルクの提供を受ける場合

日額 310円

イ [略]

(3) [略]

(給食費の減免等)

第9条 [略]

2 前項の規定による減額は、次のとおりとする。

<p>(1) 学校給食の全部を提供しないとき</p> <p>ア 小学校において学校給食の提供を受けている児童のうちミルクの提供を受けているもの 日額 <u>130円</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受けている生徒及び教職員等のうちミルクの提供を受けているもの 日額 <u>140円</u></p> <p>エ及びオ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3及び4 [略]</p>	<p>(1) 学校給食の全部を提供しないとき</p> <p>ア 小学校において学校給食の提供を受けている児童のうちミルクの提供を受けているもの 日額 <u>110円</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受けている生徒及び教職員等のうちミルクの提供を受けているもの 日額 <u>120円</u></p> <p>エ及びオ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3及び4 [略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

第2条 亀山市学校給食費徴収規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(給食費の額)	(給食費の額)
第8条 給食費の額（消費税及び地方	第8条 給食費の額（消費税及び地方

消費税を含む。以下同じ。)は、次のとおりとする。

(1) 小学校において学校給食の提供を受ける児童

ア ミルクの提供を受ける場合
月額 5,400円

イ [略]

(2) 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等

ア ミルクの提供を受ける場合
月額 5,800円

イ [略]

[号を削る。]

2 転入等の理由により月の途中から学校給食の提供を受ける児童等及び教職員等又は第4条第1項の規定による申込みの際学校給食を提供する期間が1月に満たないことが明らかである児童等及び教職員等の当該月の給食費の額は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、この規定による給食費の額を合算して得られる当該月の給食費の額は、

消費税を含む。以下同じ。)は、次のとおりとする。

(1) 小学校において学校給食の提供を受ける児童

ア ミルクの提供を受ける場合
月額 5,150円

イ [略]

(2) 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等

ア ミルクの提供を受ける場合
月額 5,550円

イ [略]

(3) 亀山中学校及び中部中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等 月額 ミルクの単価に当月の学校給食の回数を乗じて得た額

2 転入等の理由により月の途中から学校給食の提供を受ける児童等及び教職員等又は第4条第1項の規定による申込みの際学校給食を提供する期間が1月に満たないことが明らかである児童等及び教職員等の当該月の給食費の額は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、この規定による給食費の額を合算して得られる当該月の給食費の額は、

前項に規定する給食費の額を限度とする。

(1) 小学校において学校給食の提供を受ける児童

ア ミルクの提供を受ける場合

日額 325円

イ [略]

(2) 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等

ア ミルクの提供を受ける場合

日額 345円

イ [略]

[号を削る。]

(給食費の減免等)

第9条 [略]

2 前項の規定による減額は、次のとおりとする。

(1) 学校給食の全部を提供しないとき

ア 小学校において学校給食の提供を受けている児童のうちミルクの提供を受けているもの 日額 140円

前項に規定する給食費の額を限度とする。

(1) 小学校において学校給食の提供を受ける児童

ア ミルクの提供を受ける場合

日額 310円

イ [略]

(2) 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等

ア ミルクの提供を受ける場合

日額 330円

イ [略]

(3) 亀山中学校及び中部中学校において学校給食の提供を受ける生徒及び教職員等 日額 ミルクの単価

(給食費の減免等)

第9条 [略]

2 前項の規定による減額は、次のとおりとする。

(1) 学校給食の全部を提供しないとき

ア 小学校において学校給食の提供を受けている児童のうちミルクの提供を受けているもの 日額 130円

イ [略]

ウ 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに中学校において学校給食の提供を受けている生徒及び教職員等のうちミルクの提供を受けているもの 日額 150円

エ 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに中学校において学校給食の提供を受けている生徒及び教職員等のうちミルクの提供を受けていないもの 日額 ウに定める額からミルクの単価を減じた額

[号の細分を削る。]

(2) 小学校及び中学校においてミルクのみを提供しないとき 日額 ミルクの単価

3 [略]

4 教育委員会は、小学校及び中学校において学校給食の提供を受けている児童等及び教職員等のうちミルクの提供を受けていないものに対し、第6条の規定による学校給食の申込内容の変更等の届出に基づき月の途中からミルクを提供するときは、前

イ [略]

ウ 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受けている生徒及び教職員等のうちミルクの提供を受けているもの 日額 140円

エ 小学校において学校給食の提供を受ける教職員等並びに関中学校において学校給食の提供を受けている生徒及び教職員等のうちミルクの提供を受けていないもの 日額 ウに定める額からミルクの単価を減じた額

オ 亀山中学校及び中部中学校において学校給食の提供を受けている生徒及び教職員等 日額 ミルクの単価

(2) 小学校及び関中学校においてミルクのみを提供しないとき 日額 ミルクの単価

3 [略]

4 教育委員会は、小学校及び関中学校において学校給食の提供を受けている児童等及び教職員等のうちミルクの提供を受けていないものに対し、第6条の規定による学校給食の申込内容の変更等の届出に基づき月の途中からミルクを提供するときは

条の規定による給食費の額に提供を受ける日1日につきミルクの単価を加算するものとする。	は、前条の規定による給食費の額に提供を受ける日1日につきミルクの単価を加算するものとする。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第1号中「小学校及び関中学校：」及び「亀山中学校及び中部中学校：ミルクのみ」を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。